

## 大成フットボールクラブ 試合及び対外活動等における送迎細則

平成 27 年 7 月 12 日制定  
令和 6 年 3 月 17 日改正

(総則)

第1条 本細則は、大成フットボールクラブ（以下「本クラブ」という）のクラブ員が試合及び対外活動等に参加する場合の送迎について定めたものである。

(送迎)

第2条 本クラブが試合及び対外活動等に参加する場合の送迎については、原則、各クラブ員保護者の責任のもとに行うものとする。

(移動手段)

第3条 試合や対外活動により遠方に移動する場合は、原則、公共交通機関を利用するものとする。  
2 前項にかかわらず、移動距離や時間帯等を考慮し、クラブ員の負担軽減のためにやむを得ないとヘッドコーチが判断した場合には、車を移動手段として用いることができる。

(車で移動する場合の注意喚起)

第4条 前条第2項により、本クラブからコーチや保護者に車出しを依頼する場合、クラブ員らは、汚れた服や靴では乗車せず、車内を汚したり、車体や車内の備品を傷つけたりすることのないよう十分の注意を払うものとする。また、車内での飲食は原則禁止とし、運転者の許可を得て飲食する場合も、車内を汚さないよう最大限の注意を払わなければならない。  
2 第1項の場合、運転者に対して、送迎中の事故等については、各運転者が加入している自動車保険により対応することになる旨を説明し、了解を得るものとする。

附 則

- 1 本細則は、平成 27 年 7 月 12 日から施行する。
- 2 改正後の本細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。